

裁 決 書

審査請求人

処分庁

平成30年4月25日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成30年4月6日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還処分は、これを取り消す。

事 案 の 概 要

1

2

3

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

ウ [REDACTED]

(3) [REDACTED]

4 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 [REDACTED]

[REDACTED]

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、次のとおり、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 原処分は、実質的に保護費の減額に等しいものである。

(2) 本件敷金から原状回復費が控除できるのであれば、退去清掃料も控除すべきである。

2 処分庁の主張

(1) 旧住居の賃貸借契約において、敷金を水道代、原状回復費及び退去清掃料に充当する規定が設けられていないから、本件敷金から前記各経費が控除され、実際に返還された金額がなかったとしても、本件敷金は収入認定の対象となる。

(2) 旧住居の賃貸借契約では退去清掃料を支払う特約があることから、退去清掃料は請求人が負担すべきものである。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法等の規定について

ア 保護の原則等

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている（法第4条第1項）。

イ 被保護者の義務等

(ア) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。

(イ) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

(2) 処理基準について

保護の決定に係る事務（法第63条の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）及び「生活保護法による保護の

実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)を定め、これらを踏まえ「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)が定められている。

(3) 法第63条に基づく返還額の決定に関する処理基準について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきとされている(問答集第13-5(1))。ただし、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている(問答集第13-5(2))。

2 判断

(1) 原処分について

本件の事実経過をみていくと、処分庁は、請求人の転居(前記「事案の概要」の2)後、旧住居に係る本件敷金から各経費が控除され、実際に返還された金額はなかったことを確認したものの(同3)、法第63条の規定により本件敷金から原状回復費を控除した額について原処分を行っている(同4)、以下、その適否を検討する。

前記1(3)のとおり、保護の実施機関は、法第63条による返還処分を行う場合、返還額を定める裁量があるが、本件において返還の対象となっているのは、旧住居に係る敷金の返還金であり、旧住居に係る敷金が実際には返還されなかったことについては当事者間に争いがない。

そもそも、敷金の返還金については、民法(明治29年法律第89号)その他の関係法令上、「敷金契約は、賃料債権、賃貸借終了後の目的物の明渡しま

で生ずる賃料相当の損害金債権、その他賃貸借契約により賃貸人が賃借人に対して取得することとなるべき一切の債権を担保することを目的とする賃貸借契約に付随する契約であり、敷金を交付した者の有する敷金返還請求権は、目的物の返還時において、上記の被担保債権を控除し、なお残額があることを条件として、その残額につき発生することとなる」（最高裁判所昭和48年2月2日第2小法廷判決・民集27巻1号80頁）とされ、「目的物の返還時に残存する賃料債権等は敷金が存在する限度において敷金の充当により当然に消滅することになる。このような敷金の充当による未払賃料等の消滅は、敷金契約から発生する効果であって、賃借人からの相殺によるものではない」（最高裁判所平成14年3月28日第1小法廷判決・民集56巻3号689頁）のであるから、敷金の返還金として認定すべき金額は実際に返還された額である。したがって、本件において本件敷金に相当する額（XXXXXXXXXX）を敷金の返還金と認めることはできないから、原処分は、法令の適用を誤った違法なものと言わざるを得ない。

(2) 処分庁の主張について

ア 処分庁は、旧住居の賃貸借契約において、敷金を水道代、原状回復費及び退去清掃料に充当する規定が設けられていないから、本件敷金から前記各経費が控除され、実際に返還された金額がなかったとしても、本件敷金は収入認定の対象となると主張する（前記「審理関係人の主張の要旨」の2.(1)）。

しかしながら、前記(1)のとおり、敷金の返還金として認定すべき金額は実際に返還された額であるから、処分庁の主張を採用することはできない。

イ 処分庁は、旧住居の賃貸借契約では退去清掃料を支払う特約があることから、清掃消毒料は請求人が負担すべきものであると主張する（前記「審理関係人の主張の要旨」の2.(2)）。

しかしながら、特約の有無にかかわらず、前記(1)のとおり、退去清掃料が敷金から充当された場合には、これに相当する金銭に敷金返還請求権が発生する余地はないから、処分庁の主張を採用することはできない。

(3) 結論

以上のとおり、原処分は、法令の適用を誤った違法な処分であり、本件審査請求には理由があることから、主文のとおり裁決する。

平成31年1月4日

審査庁 北海道知事 高橋 はる

